

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
平成30年3月22日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国民年金関係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700364 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700031 号

第 1 結論

平成 4 年 4 月 1 日から平成 7 年 2 月 1 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 4 月 1 日から平成 7 年 2 月 1 日まで

私は、平成 4 年 4 月に A 市に転入した時に国民年金の加入手続きを行い、その後は自宅に送付されてきた納付書を使い、国民年金保険料を毎月現金で納付していた。請求期間に係る国民年金保険料を納付したと思うが、年金記録では未納とされているので、国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る国民年金被保険者資格の取得の入力処理は平成 4 年 6 月 5 日に行われていることが確認できることから、請求者は請求期間に係る国民年金保険料を納付することは可能であった。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付先は、銀行名は記憶していないが、B 市の C 駅前にあった銀行及び A 市の D 駅前にあった銀行、並びに E 郵便局であった旨主張しているところ、該当する可能性がある銀行及び郵便局に照会したが、国民年金保険料の納付状況が確認できる資料は保管期限経過のため確認できない。

また、日本年金機構、A 市、F 市、G 市及び H 市において、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、国民年金保険料の納付については、制度上、住所を定めた市区町村が収納する取扱いとされているところ、請求者に係る戸籍の附票によると、請求期間については複数の市区町村に住所が定められている上、請求期間は 34 か月に及んでおり、これだけの長期にわたり複数の行政機関が続けて事務処理を誤るとは考え難い。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700372 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700032 号

第 1 結論

昭和 53 年 1 月から昭和 57 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 1 月から昭和 57 年 3 月まで

昭和 52 年 12 月に会社を退職後、住民票は A 市のままで B 市内に居住し、昭和 53 年 12 月に A 市の実家に戻った。その 1 年後から 2 年後に、母親が昭和 53 年 1 月分から同年 12 月分までの国民年金保険料を支払ってくれたと聞いた記憶がある。また、昭和 54 年以降の国民年金保険料は、母親が納付組合に支払ってくれていたもので、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者が所持する年金手帳に記載された国民年金の記号番号は、請求期間後の昭和 57 年 4 月に払い出されており、それより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和 53 年 1 月から昭和 54 年 12 月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、A 市の国民年金被保険者カードの検認記録欄には、昭和 57 年 4 月以降については納付済みの記載が確認できるものの、請求期間については、納付の記録はない。

さらに、請求者の母親は既に亡くなっている上、請求者は、国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していなかったと陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の母親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700375 号
厚生局事案番号 : 九州 (国) 第 1700033 号

第 1 結論

昭和 53 年 7 月 1 日から同年 10 月 2 日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月 1 日から同年 10 月 2 日まで

請求期間当時、私は前職を退職後、A 市に帰省し、次の職を探していた。その間 3 か月程ではあるが、その頃は、国民年金保険料を月末頃、地区の常会時に役員が集金されていたと思う。両親は亡くなっているが、両親が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も支払っていたと思う。

年金記録では請求期間が国民年金の未加入期間とされているので、調査の上、請求期間を国民年金保険料の納付済期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月より前は、国民年金に加入する際は、加入者に国民年金手帳記号番号を払い出すこととされていたところ、オンライン記録によると、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、平成 3 年 3 月頃に払い出されたものと推認され、それより前に請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はないことから、請求期間は国民年金に未加入であり、請求期間の国民年金保険料を納めることができなかったものと考えられる。

また、請求者の両親は既に亡くなっている上、請求者は国民年金の加入手続及び請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与していなかったと陳述していることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況等は不明である。

このほか、請求者及び請求者の両親が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 1700357 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 1700065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社又は B 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 34 年 3 月 10 日から昭和 35 年 1 月 10 日まで

C 事業所の工事現場において、D 市に所在する A 社又は B 社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無い。同現場で一緒に働いていた同僚は、厚生年金保険被保険者記録があると言っていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、C 事業所の工事現場において、D 市に所在する A 社又は B 社に勤務していた旨主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、請求期間において、D 市内に A 社及び B 社に該当する厚生年金保険の適用事業所は確認できない。

また、オンライン記録によると、請求期間より後の昭和 36 年 6 月 1 日に、D 市に所在する B 社 E 事業所が厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認でき、同社同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により同事業所の事業主代理人として記録されている者は、請求期間において F 市を本店とする A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

前述の A 社は昭和 29 年 7 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、昭和 35 年 1 月 1 日に B 社に名称変更し、昭和 36 年 1 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている。

これらのことから、請求期間において A 社が厚生年金保険の適用事業所となっていたことは確認できるものの、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に請求者の氏名はなく、健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、前述の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、請求者が C 事業所の工事現場で一緒に働いていた同僚として氏名又は姓のみを挙げた者の記録はない上、聴取することができた同僚は、同現場で働いていた期間に係る厚生年金保険被保険者記録はない旨陳述している。

加えて、商業登記簿謄本によると、A 社は既に解散しており、請求期間当時に同社の代表取締役であった者及び同社の解散時に代表取締役であった者（同社が解散した際の代表清算人）も死亡していることから、請求者の請求期間における勤務実態等を確認することができない。

このほか、請求期間において請求者の主張を確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。